

ご入院の際には、医療費の他に食事療養費や生活療養費の一部を自己負担していただく必要があります。

① 入院時食事療養標準負担額（患者様負担額について）

1日3食を限度

70歳未満	上位所得者、一般	510円
	住民税非課税	240円

70歳以上 高齢受給・後期高齢	現役並所得者、一般	510円
	低所得者Ⅱ (入院91日超)	240円 (190円)
	低所得者Ⅰ	110円

非課税世帯の方は、申請に基づき保険者や健康保険課の窓口で交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療機関窓口での負担が上記の負担額までで済むようになります（申請月の翌月から）。

② 入院時生活療養標準負担額（患者様負担額について）

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費及び居住費相当として生活療養標準負担額の負担が必要です。但し、入院医療の必要性の高い状態の方（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の状態）については、食事療養標準負担額のみ負担となります。

		食事負担額	居住費負担額
一般	① 現役並所得者、一般	510円	370円
	② 厚生労働大臣が定める患者（低所得Ⅰ・Ⅱを除く） （※1 重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する者）	300円	0円
	② 指定難病患者（低所得Ⅰ・Ⅱを除く）	300円	0円
低所得Ⅱ	③ 低所得者Ⅱ ※2（⑤⑥に該当しない者）	240円	370円
	⑤ 低所得者Ⅱ（※1 重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者）	過去1年間の入院日数が90日以内	240円
		過去1年間の入院日数が91日超	190円
	⑥ 低所得者Ⅱ（指定難病患者）	過去1年間の入院日数が90日以内	240円
		過去1年間の入院日数が91日超	190円
低所得Ⅰ	⑦ 低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない患者）	140円	370円
	⑧ 低所得者Ⅰ（※1 重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者）	110円	370円
	⑨ 低所得者Ⅰ（指定難病患者）	110円	0円
	⑩ 低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給者）		
	⑪ 境界層該当者※3		

※1 入院医療の必要性の高い状態が継続する方（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）など、重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者様）

※2 70歳未満の低所得者（住民税非課税/限度額適用区分「オ」）は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用されます。

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる患者様。

65歳～69歳までの方

区分	生活療養標準負担額（食費+居住費）					
	食事負担額（1食につき）※1				居住費負担額（1日につき）	
	一般	重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者※2		一般	重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者※2	
		難病患者以外	難病患者		難病患者以外	難病患者
市民税課税世帯 適用区分ア、イ、ウ、エ	510円	510円	300円	370円	370円	0円
市民税非課税世帯等 適用区分オ	240円	90日以内 240円 91日超 190円				

* 食事提供のない患者様につきましては居住費のみの負担となります。

ア、901万円以上の世帯 イ、600万円～901万円以下の世帯

ウ、210万円～600万円以下の世帯 エ、210万円以下の世帯 オ、市民税非課税世帯等

※1 1日当たり3食に相当する額を限度とします。なお、境界層該当者については食費負担額110円、居住費負担額0円となります。

※2 入院医療の必要性の高い状態が継続する方（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）など、重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者様）

70歳～74歳の方

区分		食事負担額（1食につき）※3		居住費負担額（1日につき）	
		一般	重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者※4	一般	重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者※4
現役並み所得者及び一般		510円	510円 （難病患者300円）	370円	370円 （難病患者0円）
市民税非課税世帯等	低所得者Ⅱ（※1）	240円	90日以内240円 91日超190円		
	低所得者Ⅰ（※2）	140円	110円		

※1 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が市民税非課税の場合（低所得者Ⅰの方を除く）

※2 同一世帯の世帯主及び国保の被保険者全員が市民税非課税で、それぞれの被保険者における給与、年金等の収入から必要経費、控除額（年金については控除額80万円）を引いた時、各所得がいずれも0円となる場合。

※3 1日当たり3食に相当する額を限度。なお、境界層該当者については食事負担額110円、居住費負担額は0円となります。

※4 入院医療の必要性の高い状態が継続する方（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）など、重篤な病状又は集中的な処置、治療を要する患者様）

75歳以上 高齢受給・後期高齢

	食費 1食あたり	居住費 1日あたり
現役並み所得者・一般	510円	370円
低所得Ⅱ	240円	370円
低所得Ⅰ	140円	370円
低所得Ⅰ（高齢福祉年金受給者、指定難病患者） 境界層該当者	110円	0円

③労災入院中に一般疾病の療養のために特別食を提供した場合の患者様負担額

特別食の給付額 76円/1食あたり

◎食事サービスに関する事項

1) 入院時食事療養（Ⅰ）

当院は管理栄養士により、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

当院は厚生労働大臣が定める基準により、管理栄養士によって管理された給食を適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供しています。



院長